

男女の賃金の差異
(男性賃金に対する女性賃金の割合)

全労働者：85.9%

正職員：88.5%

臨時職員：83.5%

対象期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正職員：60歳未満で週40時間労働を雇用条件とする職員

臨時職員：正職員以外の職員で、継続雇用職員、嘱託職員、準職員、パートタイマーなど、労働時間が週40時間未満の職員を含む。なお、臨時職員については、正職員の所定労働時間（週40時間）をもとに人員数の換算を行っている。

差異についての補足説明

正職員：全労働者に占める女性の割合は75%だが、管理職に占める女性の割合は60%にとどまり、特に女性医師の管理職が少ないことから、管理職における男女格差は50%となっている。

臨時職員：臨時職員の77%は女性で、育児等の家庭の事情により正職員より限定された職務に従事している者が多いが、男性の臨時職員のうち32%が比較的給与の高い医師のため、男女格差が正職員よりも広がっている。